

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市こども家庭センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、市内全てのこども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的として、豊田市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置する。

2 こども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊田市こども家庭センター

(2) 位置 豊田市西町三丁目60番地

(実施主体)

第3条 こども家庭センターの実施主体は、豊田市とする。

(支援の対象者)

第4条 こども家庭センターにおける支援の対象者は、市内の全てのこども及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）並びに妊産婦等とする。

(業務の内容)

第5条 こども家庭センターにおける主な業務等は、次のとおりとする。

1 児童福祉法第10条の2第2項に掲げる業務

2 母子保健法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる事業

3 その他市長が必要と認める業務

(職員の配置)

第6条 こども家庭センターにセンター長を置き、豊田市こども・若者部副部長の職にある者をもって、これに充てる。

2 こども家庭センターに副センター長を置き、次に掲げる課長職にある者をもって、これに充てる。

(1) こども・若者政策課

(2) こども相談課

(3) おやこ応援課

3 こども家庭センターに統括支援員を置き、こども相談課の管理職にある者をもって、これに充てる。

4 同条第1項から第3項のほか、その他業務に必要な職員を置く。

(関係機関等との連携)

第7条 こども家庭センターの運営は、関係機関と連携を図り、こども家庭センターの設置の目的が最大限発揮できるように努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 こども家庭センターの職員が業務を行うに当たって知り得た情報については、当該業務遂行以外に用いてはならない。

(庶務)

第9条 こども家庭センターの庶務は、こども相談課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。